

サルターティの人文主義と『僭主論』

——バロン史学への疑問と考察——

石 坂 尚 武

【要約】十五世紀のフィレンツェの人文主義に対して、「市民的人文主義」という歴史概念をもって分析を展開したバロンのルネサンス史学は、一定評価されている。彼は、十四世紀の人文主義から十五世紀のそれへの移行を、中世的なものから近代的なものへの発展として捉え、サルターティはそこで過渡的役割を果たしたとされる。すなわちサルターティは、市民的、共和主義的立場を明言して十五世紀の新しい人文主義を示唆するところがあつたが、結局、晩年における僭主の台頭の中で、宗教的、君主主義的な十四世紀の人文主義に回帰したとされる。このバロンの判断は『僭主論』の解釈による。しかしその解釈は、文献の客観的読解、著作の書かれた背景の認識、そして人文主義的著作へのアプローチにおいて疑問が残る。特に人文主義者における修辭学的志向に配慮すべきである。『僭主論』の解釈に問題がある以上、それを前提とした彼のサルターティ観、「市民的人文主義」も再検討されるべきであろう。

史林 六八巻四号 一九八五年七月

はじめに

——サルターティ研究とバロン史学の問題——

一三七四年、ペトラルカが死去した後、ルネサンス人文主義運動の推進的地位は、コルッチョ・サルターティ Coluccio Salutati (一三三三—一四〇六) に委ねられた。彼はペトラルカの死んだ次の年、一三七五年からフィレンツェの書記官長職に就き、死去する一四〇六年までの三〇余年間、その地位に留まり、フィレンツェの人文主義的文化運動の最も有力な

指導者として活躍した。彼は、フィレンツェばかりでなく、イタリア全体の人文主義運動の中心的存在にまでなると同時に、フィレンツェをイタリア人文主義の中心地にしたてあげた。ペトラルカがイタリアの各地を転々としたのに対して、彼はずっとフィレンツェに定住し、職業的人文主義者として自立した。そして一方において、北イタリアの人文主義者たちと交流し、彼らを知的に指導するとともに、他方、自ら築いたフィレンツェの人文主義的基盤において弟子たちを育成し、ボッジョやブルーニ等の有能な人文主義者をローマ教皇庁の書記官職へと送り込んだのである。こうしてサルターティは、北イタリアの人文主義者とながりを保ちつつ、同時にフィレンツェ・ローマ人文主義文化圏とも言うべき世界を基礎づけたのである。このサルターティの指導する時代において、イタリアの人文主義は、ペトラルカ自身による、それまでの個人的な性質の活動の域を越えて、運動の層の厚さを獲得し、その内的な充実をも遂げていったのである。

このサルターティの人文主義の特質を、ルネサンス全体の中で位置づけつつ、近代への流れの中で捉えることによって、ヨーロッパ文化史の視野のスケールの中で浮かび上らせた学者が、ハンス・バロンである。彼は、一九五五年、その主著『初期イタリア・ルネサンスの危機』(以下、『危機』と略称)において、大胆で明快な「市民的人文主義」の理論を展開した。さらに、一九六七年の著書とほかの諸論文において、その歴史概念の再確信を表明した。その学説は、個々の批判を受けつつも、彼の四〇年以上の研究実績の重みもあって、いまだ不動と言える。この彼の研究上の高い地位と栄光を示す端的な証明は、一九七一年に出版された、バロンの七〇歳を記念した九〇〇ページを超える大論文集である。そこには三十数名の「バロンの著作から影響と多大な刺激を受けた」歴史研究者が名を連ねており、巻頭論文においてデニス・ヘイは、バロンの学説を基本的に支持しながら、高い評価と賞賛の言葉を捧げている。^⑥

バロンの理論においてサルターティの人文主義は、彼の提示する「市民的人文主義」の重要な転換点をなす存在として位置づけられている。すなわち、バロンにおいては、人文主義運動は、中世的な古い型の人文主義から近代世界を示唆する新しい型の人文主義——「市民的人文主義」civic Humanism——へと展開したと解釈され、サルターティはその前者

から後者への橋渡しを果した存在として設定されている。^⑦ この意味で、バロン理論においてサルターティ解釈は、彼の理論的命運をかけた、一つの決定的な柱である。

バロンの考える「市民的人文主義」とは次のようなものである。トレチェント(一三〇〇年代)においては、人文主義は、ペトラルカに特徴的なように、市民の世俗的活動を蔑視してそれから距離を置く隠棲的、哲学的、宗教的傾向が強かった。^⑧ それに対してクワットロチェント(一四〇〇年代)の人文主義は、僭主国ミラノからの政治的危機に耐え、それを克服し、高まる自信の中で、フィレンツェ共和国内の高揚する自覚的な市民意識、共和主義的精神を摂取、吸収した。^⑨ さらに現世の市民的感情と市民的活動生活を積極的に肯定し、トレチェントの修道院的な隠棲的生活志向に対して、意識革命的に対峙した。政治理論においては、当然に市民的自由を基礎とした共和政を賛美した。^⑩ 共和政のこの賛美は、市民的自由こそフィレンツェ商業活動の原動力であるという認識に基づくものであった。さらにこの市民的人文主義は、言語理論においては、俗語の正当な価値を主張して初めて俗語文法典を生み出し、軍事理論においては、それまでの傭兵制に否定的態度を示して国民軍の必要を訴え、この点についてマキャヴェリの理論にはるかに先んじた。^⑪ さらに古代ローマ史の解釈において、画期的にも、中世以来のカエサル礼賛から訣別して、ブルトゥス、キケロという、ローマの市民的自由を死守しようとした共和的闘士たちを支持し、正当化した。

サルターティは、はじめ壮年期に、修道院生活より市民的活動の方が神聖であるとして、世俗生活を賛美し、さらに共和政の下での市民的自由を提唱していたが、結局、晩年になって、フィレンツェがミラノからの政治危機に直面し激しく動揺する中で、アウグスティヌスの宗教的価値観と中世以来の世界君主政の支持に回帰してしまったのである。つまり彼は、はじめ方向として市民的人文主義の世界を示唆し、そこに一步、二歩と足を踏み込みながらも、危機的状况の中ではその確信を持ち続け得ず、その進歩的意識から撤退してしまったのである。^⑫ かくして市民的人文主義の本格的な理論的確立は、共和国フィレンツェが僭主国ミラノに対して勝利を得た後、フィレンツェに高まった政治的自信の息吹きの中で、サルターティの弟子レオナルド・ブルーニによってなされるのであった。つまり人文主義は、戦勝後のフィレンツェの市民意識の息吹きを吸収することによって、まさに「市民的人文主義」として新

たに生まれかわることができ、近代世界を示唆することができたのである。

バロンにおいて、サルターティは、中世的人文主義から市民的人文主義への橋渡しの役割を果し、市民的人文主義の形成にある程度関与したと理解される。この意味からバロンの市民的人文主義という歴史概念の理論的成立は、サルターティの解釈に大いにかかっているのである。まさにサルターティはバロン理論の土台である。その土台が疑問視され、動揺し瓦解するようなことがあれば、バロンの理論自体が崩壊しかねない。それにもかかわらず、これまでバロン理論の検討をサルターティそのものの解釈の視点に立って正面から展開する試みは、なされてこなかったのである。実はその理由は、バロンの『危機』をめぐる論争が、そこに踏み込むべき最初の段階でストップしてしまったことによると思われる。すなわち、バロンの理論は確かにはじめは経済史的見地やその他の見地から色々の反響を見た。特に、歴史的な批判としては、ペトラルカの位置づけの解釈、ブルーニの『*Laudatio Florentinae Urbis*』の解釈と成立年代の決定をめぐる解釈、そして人文主義者における修辭家的機能をめぐる解釈などから提示された。しかし、バロンの学説に対する批判は、序の口とも言うべき『フィレンツェ頌』の解釈の段階において、早くもバロンからの反論に押された形のまま鎮火してしまい、ほかの数々の問題点は不問に付された。「ハンス・バロンは論争に勝っているように思われる」(デニス・ヘイ)かくして、市民的人文主義の正当性を左右するはずの、肝心のブルーニの後期の著作の内容的検討という核心部を論議することはおろか、転換点たるサルターティの思想の検討さえ行なわずに済まされたのであった。そして、学究的関心は、次に、バロン理論の洗礼を受けた若いルネサンス学者によって次々と精力的に発表された各論的分野での成果へと向けられたのである。^⑮

バロンのサルターティ理解の核心は、サルターティ晩年の問題の著作『僭主論』^⑯ *De Tyranno* の解釈にある。この著作の中にバロンは、それまで接近していた進歩的な世界に訣別して、本来の中世的な世界に撤退するサルターティの老いた

姿を認めるのである——。

では、バロンのこのような解釈を支えている歴史学的方法論とは、いったいどのようなものであろうか。それは、政治と文化との相互関係に着眼したアプローチである。バロン自身の言葉を借りると、「歴史とは、政治と文化との両方の研究であるべきだ。」^⑦というものである。この観点は、ドイツでの若きバロンが、ヴァルター・ゲーツ Walter Goetz から学んだものであった。^⑧ゲーツは、ブルクハルトが人文主義者の著作を古典古代の隸屬的模倣として軽視したのに対して、人文主義者の歴史叙述に独創的思想を見出すのである——そしてその独創性こそ、十五世紀のフィレンツェにおいて、歴史叙述と政治行動との密接な関係の中から発展的に生まれたと考えたのである。バロン史学的方法論は、この師ゲーツの視点の線上にある。この線上から、バロンは、それまで修辞学の空虚な産物でしかないと考えられた人文主義者の歴史叙述等に対して、研究対象としての正当な価値を認めて、その成立事情とその一語一句の解釈を尊重する姿勢をもって、一九二〇年代から研究実践を展開したのであった。その画期的な成果が、『危機』であった——その執筆に貫かれる精神は、初期ルネサンスのフィレンツェにおける政治状況をしっかり捉え、その直接的所産としてサルターティ、ブルーニの著作の成立を考えてその内容を重要視することであった。この観点からブルーニを中心に初期ルネサンスを再編成し、中世から近代への移行の中で「市民的人文主義」という形で、その理念的傾向を見出したのである。——かくして、バロンは、ルネサンスを中世から脱皮した、対照的な世界と捉えることにおいては、ブルクハルト以来の西欧歴史学の伝統を継承したが、ペトラルカを最初の近代人として、また人文主義の先駆的存在として考えていたそれまでの歴史学からは決然と袂をわち、文化史的な中心を十五世紀フィレンツェへと移行させたのであった。そしてそれは奇しくも美術史上の革新とも一致したのである。

しかし、バロンの歴史学的方法論、特に史料へのアプローチに問題はなかったであろうか。確かに、「歴史とは、政治と文化との両方の研究であるべきだ」という視点から、政治史的基础の上に文化史的考察を行なうやり方については、今

日異論を唱える者はいないであろう。このバロンのアプローチは、むしろ他の学者によって摂取されて、ルネサンス期ヴェネツィアなどの政治的文化史にも積極的に運用されている^⑮。しかし彼の史料解釈はどうであろうか。つまり、人文主義者が書き残した著作に対するバロンの扱い方——すなわち、彼らの著作を美辭麗句とレトリックの空疎な羅列と見ずに、深い思想性と精神性を汲み取ろうとしてその一語一句を尊重しようとする文献解釈の姿勢には、人文主義者のわなにかかりやすい危険性が伴っているのであるまいか。都市や宮廷に雇傭された人文主義者には、修辭学者、雄弁家として本質的に要請されている社会的役割があり、依頼された必要と状況によって力点と主張をカメレオンのごとく変える、二枚舌のレトリシャンの本質があり、このことのゆえに我々は警戒心をもって文献解釈をすべきではないのか。——この疑問に対して、『危機』もその後の論文も十分な回答を示したと思われない。確かにバロンの文献解釈を積極的に支持する学者もいる——修辭学は単なる技術ではない。修辭学的著作もその内容から判断されるべきだ、と^⑯。だが、この問題は一般論として論議すべきではなく、バロンが扱った文献を見て、その個々の解釈の次元で是非を論ずるべきであろう。この意味からサルターティの『僭主論』についてのバロンの解釈を具体的に再検討していきたい。

以上のように、本稿は修辭学的なパースペクティヴを持った文献解釈の可能性と妥当性を探りながら考察していきたいが、同時に合わせて、これまでサルターティ研究に専念した学者の業績にも注目したい。バロン理論とその批判の展開についての学説史的な考察に関しては、著者は既に述べたことがあるのでここでは触れないが、バロン理論に対する疑問は、J・E・シーゲル、P・O・クリステラーなどの、全く異なった視点からの方法論的疑問のほかに、この個人研究という別の視点からも提示されている。すなわち、中世から近代への展望の中でサルターティを位置づけようとする、バロンの大胆な近代史的考察とは対照的に、サルターティの生涯と個々の著作を綿密に研究した歴史家の考察からは、地道でかなり重みのある、ノーマルな解釈が導かれている。B・L・アルマンのサルターティの研究書は、それ自体本来的に、バロンの方法論や特異な学説そのものを否定することを意図したものではありませんが、サルターティの思想の形体と形成

に着眼し、著作の個々の解釈において無理のない堅実な見方をすることによって、またバルンのような大きな結論に拘束されない強みも作用してか、バルンのサルターティ像に一つの疑問を投じている面があるように思われる。このことは、アルマンに限らず、最近のサルターティ研究家(R・G・ウィット他)についても多かれ少なかれ言えることである。本稿では、修辭学的文献解釈のほかに、こうしたサルターティ研究家の個別研究を、バルンの巨視的なルネサンス史観と対置することによっても、バルンの理論的問題性をいっそう明らかにしたいと思う。

以上のことを簡単にまとめた。バルンの市民的人文主義の理論的正当性の判断の鍵の一つはサルターティにあり、それも『僭主論』の解釈にある。この点から我々は『僭主論』の検討に集中すべきであり、ここではサルターティの思想の形態と背景が考慮されるべきである。そして同時に、ここではバルンが示した人文主義的著作に対する解釈の方法自体の正当性についても検討されるべきである。^⑧

⑧ H. Baron, *The Crisis of the Early Italian Renaissance*, 2 vols.,

Princeton, 1955, rev. ed., Princeton, 1966. 本稿は一九六六年の改訂一巻本である。また同書の文獻的研究としての書も重要である。

Humanistic and Political Literature in Florence and Venice at the Beginning of the Quattrocento, Cambridge, Mass., 1955. 日本では、ロン理論に言及した研究として以下のものがある。谷泰「中世都市フィレンツェにおける政治思想」(西洋史学)八三、昭和三三年)永井三明「人文主義」(岩波講座・世界歴史二)一(昭和四五年)拙稿「ルネサンス人文主義の課題——『市民的人文主義』をめぐって——」(『文化史学』三五—三七、昭和五四—五六年)

⑨ H. Baron, *From Petrarch to Leonardo Bruni*, Chicago & London, 1968. Leonardo Bruni: " 'Professional Rhetorician' or 'Civic Humanist' ", *Past and Present*, no. 36, April, 1967, 21-37.

⑩ バルンの理論に対する疑問、批判として以下の研究がある。J. E.

Seigel, " 'Civic Humanism' or 'Ciceronian Rhetoric' ? The Culture of Petrarch and Bruni, 'Past and Present', no. 34, 1966, and *Rhetoric and Philosophy in Renaissance Humanism*, Princeton, 1968, ch. 8. G. Sasso, 'Florentine libertas e Rinascimento italiano' opera di Hans Baron, *Rivista storica italiana*, 1967. P. O. Kristeller, "Studies in Renaissance Humanism during the last twenty years", *Studies on the Renaissance*, ix, 1962. Felix Gilbert, *Medievalism and Guicciardini*, Princeton, 1965, pp. 90-2. B. L. Ullmann, *The Humanism of Coluccio Salutati*, Padua, 1963, pp. 33-4. Peter Herde, "Politik und Rhetorik in Florenz am Vorabend der Renaissance. Die ideologische Rechtfertigung der Florentiner Aussenpolitik durch Coluccio Salutati", *Archiv für Kulturgeschichte*, 47, 1965, 141-220, and "Politische Verhaltensweisen der Florentiner Oligarchie, 1382-1402", *Geschichte und Verfassungen*-

gefüge. Frankfurt Festgabe für Walter Schlesinger, Frankfurt Historische Abhandlungen, vol. 5, Wiesbaden, 1973, 156-249.

- ④ ヴェロンの研究を評価したもので、以下の著書があげられる。
 Renaissance. *Studies in Honor of Hans Baron*, ed., A. Molho and J. A. Tedeschi, DeKalb, Illinois, 1971. George Holmes, *The Florentine Enlightenment* 1400-50, London, 1969, p. 47. R. G. Witt, *Coluccio Salutati and his Public Letters*, Genève, 1976, p. 87, and *Herules at the Crossroads*, Durham, 1983, p. 168n, p. 204n. *The Earthly Republic*, ed., Benjamin G. Kohl and Ronald G. Witt, University of Pennsylvania Press, 1978, p. 123. Lauro Martines, *The Social World of Florentine Humanists*, Princeton, 1968, pp. 271-302. G. A. Brucker, *Renaissance Florence*, New York, 1969, pp. 234-6, and *The Civic World of Early Renaissance Florence*, Princeton, 1977, pp. 300-30.

「ロンの提起した『市民的人文主義』という歴史概念は、特に十五世紀前半のフィレンツェの市民中心の新しい文化的傾向の人文主義運動を端的に表現したものととして一般によく用いられており、文字通り市民権を得ている。(日本でも、例えば清水廣一郎教授は、『万有百科事典』の中の『ルネサンス』の項目においてこの歴史用語の下に人文主義の時代を説明している)ただその語の歴史的解釈は研究者によって様々である。例えば、市民的人文主義の頂点をこのに認めるかについて、ロンはレオナルド・ブルニに認めているかと思われるのに対して、E. ガレンはサルターティの言動全般に認める(『エタリム・ルネサンスにおける市民生活と科学・魔術』清水純一、斎藤泰弘訳、岩波書店、昭和五〇年、十八頁)。さらに、ロンの『市民的人文主義』を現実のフィレンツェ商人の意識に認めて分析し、ロン理論を援護したC. ヴァン(C. Bec, *Les marchands terrains: affaires et humanisme*

a Florence 1375-1434, Paris, 1967)は十四、十五世紀のフィレンツェの人文主義を展望した著作の中で、L. B. アルベルティの『家族論』(*Della Famiglia*)の中に市民的人文主義の熟した具現を見出すと述べて、その著作の最終の第四巻に、その没落の徴候を認めている(『ヴェネチ家の世紀』西本晃三訳、白水社、昭和五五年、第一部)。

- ⑤ Renaissance. *Studies in Honor of Hans Baron*, ed., A. Molho and J. A. Tedeschi.
 ⑥ Denys Hay, "Hans Baron in Renaissance Historiography," Renaissance. *Studies in Honor of Hans Baron*.
 ⑦ H. Baron, *Crisis*, pp. 110-3.
 ⑧ *Ibid.*, pp. 315-31, pp. 121-3.
 ⑨ この自信の中、ヴェローニの初期の画期的著作『フィレンツェの頌』(Leonardo Bruni, *Laudatio florentinae urbis. Panegirico della città di Firenze*, ed. La Nuova Italia Editrice.)は書かれたことが、この著作は「ヴェロンによれば、『中世とルネサンスのしきり』である。」「この著作において中世とルネサンスのしきりがなされている。実際にいつた多くの点で、『フィレンツェの頌』は初期リファットロチ「人文美術と対をなす先駆である。」(H. Baron, *Crisis*, p. 449.)
 ⑩ Leonardo Bruni, op. cit., pp. 47-57.
 ⑪ H. Baron, *Crisis*, ch. 15.
 ⑫ *Ibid.*, p. 449.
 ⑬ *Ibid.*, 110-3.
 ⑭ D. Hay, op. cit., XXVI.
 ⑮ 例えば G. Brucker, M. B. Becker, L. Martines, R. G. Witt などの綿密な優れた研究成果があげられる。
 ⑯ Coluccio Salutati, "De Tyranno," *Humanism and Tyranny*, ed., E. Emerton, Gloucester, Mass., 1964.

- ⑭ H. Baron, *Crisis*, 1955, dedication.
- ⑮ August Buck, "Hans Baron's Contribution to the Literary History of the Renaissance," *Renaissance Studies in Honor of Hans Baron*, XXXV.
- ⑯ W. J. Roussea, *Venice and the Defence of Republican Liberty*, Berkeley, 1968. F. Gilbert, "Venice in the Crisis of the League of Cambrai," in *Renaissance Venice*, ed. J. R. Hale, London, 1973, pp. 278-279. 永井三朗「十六世紀ヴェネツィア史における政治意識の覚醒」『史料』六一巻六号 一九七八年。
- ⑰ Denys Hay, op. cit., XXVI.
- ⑱ なお日本での『僭主論』に関する古典的研究として次のものがある。

一 バロンのサルターティ観と『僭主論』についての解釈

バロンは、サルターティの晩年に着目して、奇妙な、驚くべき事実を指摘し、問題視する。すなわち、一三九〇年代の末、共和国フィレンツェがミラノの僭主ジャン・ガレアツォ・ヴィスコンティと死活をかけた戦闘を行なっている真最中に、フィレンツェ共和国の書記官長としてフィレンツェの市民的自由を標榜し、反僭主的立場から一大パンフレットを著作していたサルターティは、突如ペンを持ち換えて、その口調がきわめて君主主義的な著作の『僭主論』（一四〇〇年）の執筆に打ち込んだのである。この矛盾した行為はどうしたことであろうか。バロンは次のように述べている。

「ひとつのことは確かである。すなわち、フィレンツェの書記官長サルターティがフィレンツェの自由の存続のために力を振りしぼったその瞬間、つまり彼の周囲の政治状況がフィレンツェと僭主国との困難な抗争にあることを余儀なくされたその時点において、人文主義者サルターティは、『僭主論』を書くことによって、害されることのなかったトレチェントの知的伝統を死守することに心

大類伸「ルネサンスの君主論とサルターティ」『ルネサンス文化の研究』昭和十二年 再版昭和四十六年 清水弘文堂書房。大類論文は、現実主義的態度の濃厚な『僭主論』を、マキャヴェリに先立って、善悪の彼岸に立って政治体制を論じ、ジャン・ガレアツォを正義の復興者、イタリアの救済者としてあえて賛美する画期的著作と理解する。「かゝるサルターティの態度は全く現実政治に對する深い關心から生まれたもので、そこには當時の伊太利の政情が決定的に働いて居ることが考へられる。従つて又彼の態度は歴史的・人間的であつて中世的・神學的でない、この點に於てサルターティは全く近代人であつたと云つて宜しい。」(三五五頁)

血を注いだのである。そして君主政への信仰を固持することと、ローマの市民的自由の破壊がやむをえないものであったことを弁護することに向かったのである。^①」

では、どうして戦闘状態の最中にサルターティは、トレチェントの知的伝統というものはそれほど固執して、そこに回帰しなければならなかったのであるか。パロンによれば、このサルターティの現実からの反動は、意識的な性質の強いものであった。つまりジャン・ガレアツォに対抗する中で、フィレンツェの都市内に共和主義と市民的自由の自覚が反発的に高揚し、その中でダンテ、ペトラルカによって築かれたトレチェントの伝統的な思想——帝政への信仰——が否定されて危機に陥ったことから、サルターティはそれを救済する義務を感じ、『僭主論』のペンを取ったというわけである。本質的に古い型の人文主義者サルターティの心情において、トレチェントの伝統的確信はあまりに根強いものがあり、どうしても黙っているわけにいなかったのである。

そして、さらに、この説明づけに加えて、より本質的な理由として、このサルターティの変節には当時イタリア半島を席卷しつづつあった特徴的な政治的動向が作用していたと、パロンは指摘する。実に、パロンによれば、サルターティの『僭主論』の成立は、僭主的支配が十四世紀のイタリア半島を一色に塗りつぶそうとするこの時代の特徴的な流れにまさしく呼応したものと説明されるのである。

「少しずつ、中世的な精神と、僭主的な君主政が、半島を巻き込んだその世紀の結合した圧迫は、フィレンツェの人文主義者その人にさえ迫って来たのである。サルターティの晩年に著作された『僭主論』において、新しい立場から撤退する長く、労多き過程はその頂点に達することになるのであった。^②」

パロンによれば、サルターティは、一三九〇年代末まで、いくらか動揺はあったが、かなり進歩的な世界を歩んでいた

のであった。まず第一に、政治的な考え方においては、初め彼ほどペトラルカの初期の進歩的な政治観を継承し発展させた者はいなかった。一三九二年、サルターティは偶然にキケロの書簡集を発見し、キケロの市民的自由の精神に直接膚で触れることができたのであった。^③そしてその精神をローマ史解釈に生かし、それまでのカエサル偏重の傾向に対抗して、ローマ共和国と市民的自由を命をかけて守ろうとしたキケロを立派なローマ市民として、かつ立派な政治家として高く評価する考えを堂々と打ち出したのである。この点において当時サルターティほど古代ローマの市民的自由の精神に深く触れた者はいなかった、とバロンは言う。^④また第二に、市民的な生き方においても、彼ほど、中世的な、瞑想的、修道院的生活意識から離別して、市民的生活様式を自覚した者はいなかったのである。「彼は、誰よりもずっと以前にトレチェントの人文主義哲学の信条に反抗したのである。」(バロン)また、自ら妻を娶り、孤独な哲学的生活よりも結婚生活を選択し、その正当性をペンをもって表明した。さらにある迷える友人への忠告の中で、修道院生活の平穏な生活よりも現実の活動的な市民生活の方が神聖であると言明して、後者の生活を推奨したのである。

しかしながら、サルターティのこうした進歩的な政治観、市民意識は、一三九〇年代の終末とともに蔭りを帯びてくる。

「初めサルターティは、ローマの市民的な徳に対して理解を示し、中世的な慎みと中傷から解放されることを目指して進んだ。それは、クワットロチェントの人文主義の典型をなすはずのものであった。(中略)一三九〇年代の初めになっても彼はまだキケロをローマの市民として、政治家として擁護した第一人者であったけれども、一四〇〇年頃の政治的、文化的危機の際に、彼の発言の口調は変えられた。多くの点で、中世の作家の目を通して見られたアウグスティヌスが、再び自己主張したのである。」(傍点は引用者)

ここで言う「一四〇〇年頃の政治的、文化的危機」とは、イタリア半島の大半を支配した僭主国のもたらした危機にほかならない。そしてサルターティに認められたところの、共和主義から僭主政、君主政への回帰、またキケロ——世俗的、異教的価値観——からアウグスティヌス——中世的、宗教的価値観——への回帰は、「過去の力への服従あるいは妥協」^⑦

であり、「これこそトレチェントにおいてしばしば繰り返されたパターン」^⑧なのであった。

① H. Baron, *Crisis*, rev. ed., p. 164.

② *Ibid.*, p. 120.

③ *Ibid.*, p. 123.

④ *Ibid.*, p. 121.

⑤ *Ibid.*, p. 110.

⑥ *Ibid.*, p. 115.

⑦ *Ibid.*, p. 119.

⑧ *Ibid.*, p. 119.

二 バロンの『僭主論』の解釈に対する疑問と考察

バロンが提示した『僭主論』の解釈とそれに基づくサルターティ像に対して、文献の客観的分析と人文主義研究の根本的視点とから疑問と考察を提示してみたい。次の三点から批判的検討を試みたい。

(一) 『僭主論』の主題を掴む視点

- (二) 『僭主論』の中にフィレンツェの体制を否定する主張が認められるかどうかの視点——梗概を追いつつ——
- (三) 人文主義者における修辞学的志向からの視点——著作の成立の背景——

(一) 『僭主論』の主題を掴む視点から

『僭主論』の著作の狙いがカエサルを正当化することにあるのは、誰の眼にも明らかである。問題は、そのカエサルの正当化を現実の歴史的背景のどの側面と関連づけるか、ということであろう。バロンは、カエサルの正当化をトレチェント末期のジャン・ガレアツォ・ヴィスコンティの僭主的支配の台頭という時代背景と直接に関連づけて解釈する。バロンによれば、サルターティは、この著作を通じてカエサルを弁護し、またカエサルの人物の再来を正当化しようとする、言わば時代的な意図を打ち出したと解釈される。つまりここには、古代ローマの政治世界とトレチェント末期の政治世界

とが対応する構図が明確に描かれているのである。すなわち、混乱した古代ローマ共和国はフィレンツェ共和国に、ローマ共和国の破壊者にして帝政の導入者カエサルはジャン・ガレアツォに、そしてローマ帝政は、南下し拡大するミラノ僭主政に、それぞれ対応するのである。この対応しあう構図の中で、新時代のカエサル、すなわちトレチェントの僭主ジャン・ガレアツォは、イタリア半島の支配者として君臨することが正当化されるのである。次の文章はバロンのそうした解釈を示している。

「その著作は、トレチェントの法律とトレチェントの生活において理解された意味において、僭主政は腐った自由に取って代わるべく、歴史上、時々必要とされたということ、またこれ故に、カエサルはローマの共和政の破壊については正当化されるということ、こうしたことを証明するものであった。カエサルが正当化されるその理由たるや、単に彼が、中世キリスト教の住まいとなるはずの、神の意思に基づく世界帝国を築いたからだけではなく、トレチェントの僭主がその都市でしたように、内乱のローマに秩序と効果をもたらしたためでもあるのだ。^①」

以上示したようなバロンによる『僭主論』の解釈については、まずその基本的認識自体が疑問視されるべきであると考ええる。すなわち、まずサルターティの与えた『僭主論』という題目そのものを、バロンが文字通りに受け取り、この著作の本質をなしていると考えていることに問題があるのである。実はこの著作は、重要なことだが、厳密に見れば、僭主を一般的に、あるいは個別的に論じたものでは決してなく、カエサル個人を論じたものである。この著作の本論を構成するテーマは、明らかに合法君主カエサルなのである。確かにこの著作の第一章と第二章において、サルターティは僭主について論じている。しかしそれは、パドヴァのある学生が、カエサルは僭主なりや否や、という問題提起をしたのに応えて、まず序論というべき最初の二章において僭主の概念を整理したものであって、カエサルが僭主か否かを考察するための準備的作業なのである。そしてサルターティによる決定は、カエサルは元老院から法的承認を得たが故に僭主に非ず、であ

った。そしてその決定に依拠して次に展開される第四章、第五章は、本論として先の決定の肉づけをなす。従って私は、『僭主論』を構成する第一章から第五章までを次のように、序論と本論とに分類して考えている。つまり、第一章と第二章は、本論への準備的部分でしかなく、主題は言うまでもなく本論の中にあり、それは僭主論ではなく、カエサル論なのである。

序論
第一章 僭主とは何か。またどうしてそう呼ばれるのか。

第二章 僭主を殺めるのは合法か否か。

本論
第三章 カエサルの元首政について。また彼が僭主と見なされることが正しいか否か。

第四章 カエサルを殺めたことは正当化されたか。

第五章 ダンテが、ブルトゥスとカッシウスを最も悪質の反逆者として地獄の最も深い所に置いたことは、正しかったということ。

確かに、『僭主論』において序論にすぎないはずの第一章と第二章がやや詳しく論じられている。しかし実はこれは、この著作が僭主について論じた当時の権威的な著作から少なからぬ影響を受けていることからきているのである。すなわちサルターティは、十四世紀の法律家バルトルス Bartolus (一二三四—一三五七) の『僭主政論』^⑤ De Tyrannia から知理的、理論的側面で影響を受けており、特に第二章ではバルトルスから学んだことがかなりはっきりと認められる。十二章から成るバルトルスの著作の最初の五章は次のような内容であり、サルターティの『僭主論』との類似性が容易に認められるとともに、個々の見解の内容についても、バルトルスからの影響は明らかである。ことによるとサルターティの『僭主論』という題も、このバルトルスの著書の題から影響を受けて付けられたのかもしれない。(なお次の各章の題は原文ではなく、内容に応じて私が付けたものである。)

第一章 「僭主」の語源と意味

第二章 「僭主」の定義

第三章 統治組織のない地域や都市に対する僭主の支配について

第四章 家族の中に「僭主」がありうるか。

第五章 国家に何種類の僭主がいるか。

このようにサルターティの著作の構成から見ても、その主題が僭主論ではなく、カエサル論であることが示されるが、何より第三章の結論的主張がそれを決定づけているのである。すなわち、僭主とは非合法に統治、支配する者を言うのであるから、ローマの元老院から合法的に承認されたカエサルは決して僭主と見なすことはできない、と結論づけ、その立場から古代史に目を向けて、僭主ではなく合法君主であったカエサルについて、その正当化を狙って理論を展開するわけである。

このように見てくると、バロンの解釈に対して次のことがはっきりと言えよう。すなわち、サルターティの著作によれば僭主ではないカエサルを、伯父を殺してのし上った典型的僭主であるジャン・ガレアツォと同一視し、等式でつなぐバロンの解釈は、史料解釈上何の根拠もなく、独断的で無理があるのである。

(二) 『僭主論』の中にフィレンツェの体制を否定する主張が認められるかどうかの視点から

——梗概を追いつつ——

サルターティの『僭主論』の中には、バロンの考えるように、フィレンツェの共和主義体制を結果的に否定する衝撃的な発言が認められるのであろうか。もしそうであれば、それはフィレンツェ書記官長としてのサルターティの公的立場と根底から矛盾するものである。次に『僭主論』の梗概を追いつつ、その中の本質的主張である君主政への信仰がサルター

テイの思想の中でどう位置づけられるか検討したい。

『神曲』においてカエサルは暗殺者を地獄の底に落としたダンテの判断は、間違っていたのだろうか？——パドヴァの学生から発せられたこの問題に対してサルターティは、それまでに蓄積した知識の総力をもって、つまり神学的（聖グレゴリウスほか）、法学的（バルトルス）、政治学的（アリストテレス）、歴史的（ローマ史）、文学的知識を駆使して取り組んだのである。

まずはじめに、人文主義的書簡の通例に従って、長い修辭学的な儀礼の前置きが続く。次に聖グレゴリウスの分類に従って、僭主とは行動に表われた僭主のことを意味し、ここでは心の中でのみ抱えている僭主的な状態は問題にしないと断る。そして僭主とは、支配に対して何の法的称号を持たず支配する者である、と規定する。そしてローマ法では私有財産を奪う者を殺すのが許されたように、国家の篡奪者を殺すことも許されたのである。ローマ共和国において法を超えたり、王権を狙っていると信じられた者は、市民とみなされず、公の敵と見なされた。今日、正当な称号を持たない僭主が都市を支配する場合、その都市が上位の君主（皇帝や大君主など）を持たない場合は、主権者たる市民の承認を得なくてはならず、上位の君主がいる場合、市民とその君主との両方の承認を獲得しなくてはならない。それが正式に得られるまでは、僭主として人に殺される危険性がつきまとうであろう。また権力を濫用し始めた支配者については、上位の君主がいる場合、彼によって廃位されたり、罰せられるべきであり、いない場合は、都市の正当な手続きによって処分すべきであって、決して個人が勝手に廃位してはならない。常に法的手続きが遵守されねばならず、これを無視する者は皆犯罪者である。

カエサルは僭主であったのか。この判断については、キケロの著作の中に表現されたローマの状況とカエサルの立場と人間性をよく検討して行うべきである。カエサルは、キケロによれば、神の意思によって内乱のローマに平和を取り戻すとともに、政敵に対して処罰よりも寛大さを示した。寺院の周囲に置かれたカエサルの胸像、元老院に特別に設置された座席など、数々の名誉が、すべての市民が彼の支配を支持し、彼が市民から正当な承認を獲得したことを意味する。かくして、終身独裁官の地位と、続いて王の勲章

が彼に与えられたのである。カエサルが国家に合法的に元首政を敷いて、法の濫用も行わなかったことから見て、カエサルが僭主ではなかったことは疑いの余地がない。しかるにこの祖国の父カエサルを暗殺することが、いったいどうして許容されようか。あらゆる点から正当化されるこの支配者カエサル、彼を暗殺することはまさに親殺し以上の罪である。

賢明で善良な王である限りは、王政が最高の政治形態であるということ、このことは最高の政治学(アリストテレス)の教えるところである。有徳の君主に服することほど多大な自由はない。まさに唯一の神の下での世界の支配以上に神的なものがないのと同じように、ただ一人の人間によるこの世の支配ほど神の教えにかなったものはない。なぜなら、多数の者による政治は、命令と服従の不一致から対立を生み、数々の政治と混乱を生むからである。キケロよ、あなたはなぜ、君主政が最高の政治であるというアリストテレスの教えを非難するのか。一人の君主の統治によってこそ秩序は得られる。それが証拠に、カエサルが暗殺されてローマが再び内乱に陥った時、オクタヴィアヌスが帝国の権力を一手に掌握することによってこそ、ローマに平和が回復されたではないか。しかるに、ダンテが国家の救済者であるカエサルを殺めたブルトゥスとカッシウスとを極悪の反逆者として、地獄のどん底につき落としたのは、まさに至当の処分であった。^④

以上の『僭主論』の概要からすると、フィレンツェの現職の書記官長のサルターティがフィレンツェのよって立つ共和主義体制を否定し、一神教たるキリスト教の支配原理にふさわしく一人の支配者による君主政を賛美したように思われるであろう。しかし、さらに細部に及んで解釈を行わねばならない。バロンはこれを怠ったと思われる。すなわち、サルターティの政治体制の考察は、実は、彼が第一章のはじめの方で断っているように(バロンはこれを無視または看過した)、彼の考える規模での「国家」の水準に焦点を置いた考察なのである。彼自身の分類によれば、統治形態は三つの水準があるのである。第一は、神聖ローマ帝国を念頭に置いた規模の大きな「国家」の水準、第二は、都市やコンタード(周辺領域)の水準、第三は、家族的水準である。そしてサルターティは、重要にも、第一の国家的水準に対しては王政的、君主制的統治がふさわしく、第二の都市的水準に対しては共和的統治がふさわしく、そして第三の家族的水準に対しては独裁的

統治がふさわしいとしているのである。従って、『僭主論』において、カエサルとローマの政治をめぐってサルターティが考察を展開した次元は、より規模の大きな国家的水準においてのことであつた。それゆえ、そこにおいてサルターティが王政的、君主制の統治を最高の政治形態と結論づけたからといって、それはそのまま都市国家フィレンツェの共和主義体制の否定を意味するわけでは決していないのである。フィレンツェは、当時、広大な神聖ローマ帝国内の一都市として、共和主義的、政治的体制をとることがもとより前提として当然のこととされているのである。これと同様の認識として、R・G・ウィットも最近出版したサルターティの研究書において次のように述べている。

「当時の法律的言語において、フィレンツェやミラノやほかのイタリア都市国家は、神聖ローマ帝国という国家の中における *provincia* とか *civitas* であつたし、サルターティは、政治的な、あるいは共和主義的な体制をこの水準においてふさわしいものと考へているのである。」^⑤

このように『僭主論』の細部にまで踏み込んで見てみると、実体はバロンが考へたほど単純でもなければ、好都合でもないのである。したがって内容的に見て、サルターティの『僭主論』はフィレンツェの共和主義体制を否定するものではない決しないことからして、バロンのように、『僭主論』がヴィスコンティの僭主政への思想的共鳴であるとか、トレチェントの知的伝統を死守するものであるとかは言うことはできないのである。このように見ると、先に引用した次のバロンの文章は、ゆがんだ事実認識と文献解釈によって飛躍してしまつたとか考へられないのである。「少しづつ、中世的な精神と、僭主的な君主政が、半島の大半を巻き込んだその世紀の結合した圧迫は、フィレンツェの人文主義者その人にさえ迫つて来たのである。サルターティの晩年に著作された『僭主論』において、新しい立場から撤退する長く、労多き過程はその頂点に達することになるのであつた。」^⑥

(三) 人文主義者における修辭學的志向の視点から

——著作の成立の背景——

次に、視野を広げて、まずサルターティが『僭主論』を執筆した時の動機や、それを取りまく背景がいかなるものであったかを考察したい——そして、その中で、人文主義者によって著作が生み出される際、彼の修辭學的立場がその著作に対して作用する可能性の大きさを提示してみたいと思う。これは、バロンとは本質的に異なった視点である。この視点から見える論理によって、どの程度バロンの理論に疑問を投ずることができるか、試みたいと思う。人文主義的著作において本質的にトリック志向が強いと考えること視点は、新しいというよりも、ブルクハルト以来の古典的な視点と言えるかもしれない。それは人文主義研究上の姿勢として、一部の歴史研究者においてまだ生きているものと思われる。

バロンの頭の中では、ジャン・ガレアツォの台頭と『僭主論』の執筆とは、完全に密接不離の関連として、一切の疑問の余地もない、絶対的な因果関係として理解されている。これは、続くバロンの『僭主論』の解釈の前提をなしている。しかし実際は、『僭主論』の中には、ジャン・ガレアツォの名前も、その侵攻による切迫した政治危機の状態についての言及も、何も見出すことはできないのである。バロンは、もちろんこのことは認めて、次のように言う——「人文主義的作家サルターティは……彼が書記官長として、また一市民として接触した政治的体験を、あたかもそれが実際は存在しさえしなかったかのごとくに扱ったのである。」^⑦そしてバロンは、現実の出来事と著作との、この表面的な遊離こそ、トレチェントの人文主義的特徴的傾向であると結論づける。つまりバロンの認識では、『僭主論』は、ジャン・ガレアツォの台頭を直接的契機として書かれたことは疑いないが、その事件を著作の中に全く匂わずに著作するところが、トレチェントの古い人文主義の特徴であるというわけである。このバロンの説明は、何か苦しさを感じさせるものがある。この辺に対する疑問を、次に人文主義者における公的活動(政治活動)と著作活動との関係から見ていきたい。

パロンは、公的活動（政治活動）と著作活動との關係について、サルターティが次のように考えていたと述べる。すなわちサルターティにおいて、著作活動は市民としての公的活動に一方的に優先するわけではなく、両者の活動は一致し調和すべきものであった、と指摘する。「……サルターティは、フィレンツェの社会では人文主義者の生活方法、研究目標は、市民としての彼の務めと一致すべきであるという必要性を、若い人々に訴えていた……」（パロン）（しかし、パロンは、この指摘の根拠となる出典は示していない）。彼のこのサルターティ解釈によれば、『僭主論』は、サルターティの、人文主義者としてばかりでなく、フィレンツェ市民としての態度の表明でもあった。つまり『僭主論』は、フィレンツェの市民であることを忘れて書かれたような、単なる人文主義的産物では決していない、ということである。

パロンは、このように、サルターティの著作を人文主義者としての立場と、市民や書記官長としての公的立場とがいわば一元的に、つまり調和した世界の成果として理解できると考えている。誤解がなければ、これはパロン理論に特徴的な認識であろう。しかも、この特徴的な認識はひとりパロンに限定されない。ルネサンス研究のもう一人の大家E・ガレンも次のように述べている。「文学的生産と政治的著述生産との間に存在する緊密な連関。『ウマニスタ』たちにあつては、『個人的』な『文学』活動と、『公的』な『役所の任務』である活動とが、切り離しがたく結びついていた。」

しかし、私はこのような一元的な見方に疑問を感じる。人文主義者の著作の生産の形態は、実は遙かに複雑であつたと考える。たとえサルターティ自身が、人文主義者のあり方と市民としての義務は一致すべし、と説明して著述上の姿勢を理念的に示したとしても、それはあくまで理論上のことであり、一つの建て前にすぎなかつたのである。人文主義者においては、時に修辭学的意識が自立して一人歩きして、自己の公的、職務的立場から（場合には、誤解を恐れずに言えば、彼自身のあらゆる立場から）分離することさえありえたと考えられる。

人文主義者の修辭学的志向は、主として二種類の形で示されたと考えたい。一つは遊戲的意味を帯びたもの、今一つは状況に対応した実践の意味を帯びたものである。まず遊戲的意味について見る。ルネサンスの人文主義者は、古典古代の

修辭學と雄弁術の復興を意圖する傾向が強く、その中で議題が好んで設定された。^⑩ 古典古代で行われた議論に *paragone* というものがあつた。それは、対立する二つのものを提示し、その比較の中でいずれが優位にあるかを論じあうものであつた。この議論の形態を模倣してルネサンス人文主義者は、例えば、瞑想生活か活動生活か、知性か意志か、共和国か君主国か、スキピオかカエサルか……など、いずれの方が優れているか好んで論議したのである。^⑪ (この議論好きの背景において、カエサルとキケロの政治行動の是非、『神曲』でのダンテの判断の是非についての問題が彼らの格好の議題となることは、十分考えられることであらう。) そしてその議題は知的な訓練の性格が強く、あえて言えば、多かれ少なかれ議論自体を楽しむ、言わば遊戲的意味を帯びていた。従つてそこで問題なのは、主張者がその主張を信念として抱き、彼の生き方の根底をなしているかどうかではなく、巧みな論法それ自体であつた。こうした背景から、例えば、前日に主張した事柄と全く正反對のことを、次の日に故意に主張して、自分の自在な雄弁性を誇示することさえなされたのである。^⑫

さらに常識を破つて、わざと僭主政とか禿げ頭を賛美した論理を展開することもあつた。^⑬ 同じような観点から、ポッジョ・ブラッチョリーニはその『貪欲について』*De avaritia* という對話形式の人文主義的著作の中で、貪欲がいかにすばらしい美德であるかということ、登場人物の一人に故意に主張させている。そしてその主張者に対して、別の登場人物は、貪欲を賞賛するあなたのやり方は、修辭學的訓練として、邪惡な僭主ディオニシウスを賞賛して神聖なプラトンを非難した古代の修辭家をまねたものですね、と指摘するくだりがあるのである。^⑭ このように、古代の雄弁術と修辭學の復興を志向する人文主義者にとって、どんな立場に立つても説得力をもって自己主張できるような雄弁的能力を備えることが課題とされたのであり、このことから議論が知的訓練として、知的遊戲として展開されたのである。そしてそれは、とりわけ職務の世界を離れた所、たとえばサロンや個人書簡などにおいて目立ってなされたのである。^⑮

しかし、人文主義者の修辭學的志向のより重要な形態は、状況への実践的対応というパターンである。彼らは、ある与えられた状況に柔軟に対応し、自分の立つ立場を正当化するために修辭學と雄弁術を駆使しようとしたのである。例えば、

職務上依頼された演説の場面では、自分の信念とは別にその場面にふさわしい内容を述べた。当時、外交儀式やその他の数々の公的儀式において人文主義者に名演説を期待しており、彼らの修辭的演説は本来的な職務と言うべきものであり、最も得意とするところであった。

しかし類似したことは、次のように私的な分野においても認められたのである。

ルネサンス期において人文主義者は、古典古代の道德哲学に通じた知的存在として、教育的地位にあった。学校やサークルや書簡において彼らは、道德的指導者であった。そして、二者択一を前に助言を仰ぐ迷える友人に対して、人文主義者はその友人を取り巻く状況を考慮してやり、迷いつつも歩まんとする彼の立場を励ますように、それにふさわしい忠告を与えてやるがよくあった。次に具体例をいくつか見ていきたい。サルターティの中期の著作『世俗と宗教』*De Seculo et religione* (1381-82)には深いペシミズムと瞑想生活志向がはっきりと認められ、異教文学に対する否定的態度さえ認識される。パロンらの歴史家はそこにチヨムピの乱の時代の混乱の反映を見て解釈する。私はそのことを全面的に否定するつもりはないが、その著作の執筆の直接的動機にまず目を留め重視すべきであると考えている。すなわち、この著作は、世俗世界を捨てて、敢えて修道院に入ったある友人から、自分が取った道が正当であることを弁護し、激励してくれるようにと依頼され、それに対して書かれた返事の書簡なのである。⑦まず書簡のこの動機と意図を頭にいれておかねば、ここでのサルターティの異教文学への否定的態度（人文主義研究の否定に通ずる）の言葉は説明できないであろう。人文主義者が、人文主義研究を否定する、言葉を発する時、我々は驚くよりも、その書簡の執筆の動機と背景に目を配るべきであろう。このように書簡においては、当然に相手の置かれた状況に応じて内容は変わりうるわけであった。だから発言内容もより広い視野から検討すると前後に矛盾があったり、思想的な一貫性に欠く場合があったりしたのである。サルターティの場合、活動生活と瞑想生活とはいずれが優位にあるかについて、彼の前後に矛盾した発言が指摘される。一方において、ある友人に修道院生活の怠惰さを否定して世俗的な活動生活の方が神の意思に近い神聖なものだと奨めておきながら、後

に逆に、ある女性に対して結婚生活という墮落した生活を否定し、修道院生活の高貴さを訴えて、イエス・キリストの花嫁になることを奨めたのである。^⑩ほとんど同時期(前者は一九三八年、後者は一九三九年)の書簡でありながら、主張の力点(実はこれも非常に微妙で、決して単純ではないのだが)が異なるのは、サルターティ自身の思想の発想自体によるものと見るべきなのである。つまり発問した相手の立場や状況に対応して結論を導く傾向が強く、今の事例においては、前者の友人の場合は活動生活が、後者の女性の場合は修道院生活がそれぞれ適切であるという判断が働いていたと考えられる。サルターティの書簡に対するこの見方でどの書簡も解釈できるとは思えないが、原則的にはかなり有効と考えられる。

サルターティ研究家のB・L・アルマンも、これと類似した観点から、サルターティのある書簡の解釈をめぐって、サルターティのその書簡の書かれた背景に視点をすえている。すなわち、再婚という問題に対して、コルツチヨ・サルターティが一方で否定的内容の書簡を書きながら、後に自ら再婚に踏み切るという矛盾した言動を説明して、アルマンは次のように述べている。

「……あらゆる発言は、すべての文献学者が知っているように、その背景の中で研究される必要がある。コルツチヨは、まさにその手紙の中で、ナポレオーネが男やもめのままでいたことのために、彼をほめ称える。この手紙が書かれてから二年後、コルツチヨの妻が死去し、幼ない息子が残される。それからほどなく彼は再婚する。矛盾しているのではないか。いや実はそうではない。我々は慰めの手紙という特殊な状況、つまりナポレオーネの行為と性格のことを考慮に入れなければならない。コルツチヨは、修道院に留まろうとする男に対して反対しなかったと同様に、男やもめの結婚にも反対しなかったのである。」^⑪

以上のいくつかの具体例からわかるように、人文主義者サルターティの思想と精神の軌跡を彼の書簡のみから、それも文字通りに追求しようとすることには、そもそも方法的に問題があるのである。問題の『僭主論』も書簡であり、相手の個人的な立場と状況が深く考慮に入れられているはずなのである。それがどのような考慮であったかについては、断定

できる部分は少ない。しかしバロンのようにそれを一切配慮せず、一方的にジャン・ガレアツォの台頭を直接的にして全面的な契機として捉えるやり方には疑問が残る。その一方的な先入観が、文献そのものの客観的分析さえ歪めていることは、既に見た通りである。では、『僭主論』の背景をどう捉えるべきか。これについてはある程度推測の域を越えない。しかし推測の考察でありながらも、バロンの極端な解釈に陥らないで、妥当な方向を示しているサルターティ研究家による成果があるので、まずそれから検討していきたい。

まず文化的背景として、当時知識人の間でダンテのカエサル観をめぐって強い関心をもって論議が一般的に行われていたことが、R・G・ウィットによって指摘されている。古典古代への関心の中でカエサルの是非をめぐる論議は、知的、雄弁術の対象であった。事実十四世紀においては色々の注釈家が『神曲』を注釈する中で、ダンテのカエサルの扱いについて自分たちの解釈を示したのである。その中でもボッカッチョによる『神曲』注釈書は、ダンテの裁定に対して正反對の挑戦的な見解を展開した。そこでサルターティ研究家R・G・ウィットは、それを読んだバドヴァの学生アントーニオ・ダ・アクィラが疑問を覚え、「ダンテは間違いを犯したのか」とサルターティに質問したのではないかと推測している。^④

——しかし、それでも『僭主論』の成立の背景を、この文学的、人文主義的領域だけにしぼって、そこだけで片づけ、政治的背景を一切閉鎖してしまうのも問題であろう。歴史的事実としてトレチェントの政治世界では、諸都市に僭主の出現を見た。この背景からこそ、法律家のバルトルスは、既に見たように僭主政について法理論的考察を体系的に展開したのである。この特徴的な時代背景の中で、知識人の間で政治的議題として僭主の正当性が論議されることもありえたわけである。しかしこのことからただちに『僭主論』をフィレンツェとミラノの戦闘状態と結びつけ、フィレンツェにおいて、僭主政を弁護しようとするトレチェント精神が高まったという背景の所産とまで理解しようとするのは苦しいし、そもそも根拠がない。

むしろ、サルターティに質問したバドヴァの学生に視点を置いたB・L・アルマンの「純粋な思索」の方が、書簡の現

実的な背景を念頭にすえて興味深い^②。すなわちアルマンは、アントーニオが、僭主のカララ家の支配するパドヴァに住んでいたことから、自分の置かれたこの政治状況に問題意識を据えて、ダンテが僭主政を擁護したのは正当であったか発問したと考える。それに対してサルターティは、僭主支配という相手のやむをえぬ現実的状况を考慮して、パドヴァの支配体制を公然と非難するのではなく政治的現実の見地から『僭主論』を展開したのではないかと推論するのである。

しかし、知識人の間でダンテが議論されていたという文化的背景も、発問者の都市パドヴァが僭主支配下にあったという政治的背景も、いずれも『僭主論』の執筆に直接作用して内容を決定づけた背景であると断定して採用できる性質のものではない。ただ、ここで確固として認識できる個人的背景は、それと矛盾しない中で、ダンテを敬愛するパドヴァの学生が、フィレンツェの知恵を代表する人文主義者サルターティに対して、フィレンツェの誇りであるはずのダンテが、本当に誤謬に陥ったのか——という質問を投げかけたということ、そしてこれに対してサルターティが彼の知恵の総力をもってダンテを弁護する義務を感じたということである。これはまちがいのない個人的背景として認識されうるであろう。そこでこの認識だけにしぼり、それを人文主義者の修辭学的志向という先に確認した文化的背景と重ねて考慮してみるだけでなく、次のことは言えるであろう。

サルターティの自覚した最大の使命は、一方で、敬愛するダンテに対して抱いたパドヴァの学生の懸念を払拭してやるために、また他方で、国家的に上昇する都市フィレンツェを代表する知識人として、国家的、文学的矜持たるダンテを弁護するためにも、『僭主論』において、カエサルを正当化し、その暗殺者を断罪するということであった。全力で問題に取り組み、説得力をもってダンテを弁護し、救済すること——この状況課題に対応して焦点が合わされた時、彼がそれまでに著書や公式書簡で述べた色々の主張も、どれも彼にとって今はさほど拘束力や意味を持つものではなかったのではないか。ダンテを弁護するという視点のみから、サルターティにおいて理論は自ずから転回し、以前の政治的見解や古代史解釈にはこだわらなかつたのではないか。これは、修辭学的、雄弁術的再編成と呼ぶべきものであろう。なるほどこの場

合、理論的再編成が首尾一貫してなされた要因として、書簡がバドヴァの学生との個人的な書簡であったことや、議題が古代史の解釈をめぐるものであり、現実の生々しい政治問題や政治的価値判断を扱うものでなかったことなどが考えられるかもしれない。しかし、実際のところ、サルターティの頭の中では、現実の政治的事情すらあまり意識されなかったのではあるまいか。バロンを驚かせ、バロンのサルターティ観の支柱となったサルターティの君主政賛美（実は、理論的には、既述のごとく決して驚くべきではないのだが）も、サルターティ自身の本質的な主張というよりも、前提であり使命であるダンテ弁護という意図に基づいて、派生的に生起した付随的な主張として位置づけるべきであろう。——事実、『僭主論』から五年後の一四〇五年になるとサルターティは、今度は公式の書簡の中で、書記官長としてカエサルに対する否定的評価を躊躇なく提示することになるのである。

このように見てくると、バロンの文献解釈の方法とそれに基づくサルターティ観に潜む問題性が明確化してくるであろう。バロンは、サルターティの公的活動と著作活動とを一元的に捉えて、調和したものと考えている。この立場から、バロンはサルターティの公私のどの著作にもフィレンツェ共和主義体制に生きる公民としての自覚と、公職に携わる者としての責務とを書簡の中に前提として深く意味づけて解釈しようとする。この研究的視点は、『僭主論』という書簡の個人的、修辭学的背景による成立の側面を完全にネグレクトするアプローチである。故にその視点からは『僭主論』の真意は決して見えて来ないし、正しい解釈の展望も見えて来ないであろう。その視点は、たとえ『僭主論』の中に同時代の僭主や僭主国の名前が出て来なくとも、そのもともとの先入観によってその著作とその時代の政治的動向を直結させる推論を一方的に先行させてしまい、その結果、『僭主論』（確かにフィレンツェの共和主義体制を否定したと誤解できる余地は十分にある著作だ）の中に、サルターティの思想的な激変——伝統思想への決定的後退——を認めざるをえないのである。つまりバロンの視点では、サルターティの意識の中に思想的激変がなければ、決して『僭主論』のような僭主を正当化する著作は書かれなかったはずだと考えるのである。まさにこの誤解の上にバロンのサルターティ観と「市民的人文主義」の概

念が乗っているのである。

- ① H. Baron, *Crisis*, p. 161.
- ② R. G. Witt, *Hercules at the Crossroads: The Life, Works, and Thought of Coluccio Salutati*, Durham, 1983, p. 33.
- ③ Bartolus, "Tractatus de Tyrannia," *Humanism and Tyranny*, ed., trans. E. Emerton.
- ④ サルターティが「この世に人間がオカシなところの質問(ヒュネスの裏切り問題)に対して簡単に答えているが、これは省略した」。
- ⑤ R. G. Witt, *Hercules*, p. 379.
- ⑥ H. Baron, *Crisis*, p. 120.
- ⑦ *Ibid.*, p. 165.
- ⑧ *Ibid.*, p. 165.
- ⑨ サルターティ前掲訳書序言 XV.
- ⑩ P. O. Kristeller, *Renaissance Thought II*, pp. 53-6.
- ⑪ *Ibid.*, p. 54.
- ⑫ J. E. Seigel, "Civic Humanism" or Ciceronian Rhetoric? The Culture of Petrarch and Bruni, *Past and Present*, July, 1966, p. 13. 岩波講座『世界歴史』一 永井三朗前掲論文 四三三頁。
- ⑬ P. O. Kristeller, op. cit., p. 54.
- ⑭ Foggio Bracciolini, "De Avaricia," ed. Eugenio Garin, *Posolator Latini del Quattrocento*, Milano, Napoli, 1952.
- ⑮ *Ibid.*, pp. 276-77.
- ⑯ 拙稿「ルネサンス人文主義における道徳哲学と修辭学」『イタリア学会誌』第三二号 昭和五八年、参照。
- ⑰ R. G. Witt, op. cit., p. 195.
- ⑱ C. Salutati, "Letter to Peregrino Zambecari," ed., trans. R. G. Witt, *The Earthly Republic*.
- ⑲ C. Salutati, "Letter to Caterina di messer Vieri di Donatino d'Arezzo," ed., trans. R. G. Witt, *The Earthly Republic*.
- ⑳ B. L. Ullman, op. cit., p. 48.
- ㉑ R. G. Witt, *Hercules*, p. 370.
- ㉒ B. L. Ullman, op. cit., p. 33.

おわりに

本稿では、サルターティの『僭主論』に関する、バロンの解釈に対して、『僭主論』そのものの文献的把握という側面と、また人文主義的著作に対するアプローチのあり方という側面との二側面から、疑問と考察を提示した。特に後者の側面については、人文主義者において修辭学的志向が本質的に存在するのではないかという歴史的視点から検討した。この視点では、P・O・クリステラーとJ・E・シーゲルによるルネサンス人文主義についての総論的な著作に負うところがある。

本論はその視点を実際に問題の『僭主論』にあてて展望したいわば各論的な試みと言えるかもしれない。そこで展望された視野と得られた結論はバロンのそれとかなり異なったものとなった。加えて、バロンにおいて自明とされていたものに対する疑問も示されたのではなからうか。すなわちバロン史学における『僭主論』の解釈もそれに依拠したサルターティ観、そしてそれとの関連において展開された市民的人文主義の理論、加えてそれらを生み出す文献解釈法——これらすべてに対する疑問と批判がここに確認されたのではなからうか。

しかし、もちろん課題はまだ多い。ここでの視点と結論は、なおも少なくとも二つの見地からの今後の研究によって補強、ないしは再検討されるべきである。一つは、サルターティの他の数々の著作との比較と関連からのなおいっそうの研究であり、もう一つは、サルターティの生きた激動の時代の歴史状況（政治的、社会的）についてのなおいっそう深い分析からの研究である。これによってバロンの教える政治史と文化史とのダイナミックな結びつけによる歴史叙述が、サルターティをめぐっていっそう豊かに展開されうるであらう。

そもそも、『市民的人文主義』を中心としたバロンのルネサンス理論の形成において基礎的な役割を果たした文献解釈法は、彼の体内に本質的に染み込んでいた発展史的な歴史感覚に基づいて、歴史を近代世界への形成という観点から捉えようとする前提に導かれた面があるように思われる。かくして、歴史現象を明確な理念的傾向において捉えていこうとするところろ、十九世紀からの伝統的なドイツ史学的姿勢、そして激動の近代ドイツにおいてバロンが自ら体験し深刻な問題意識を感じたはずの三つの対照的な政治形態、すなわちドイツ帝国とワイマール共和国とナチス・ドイツという政治状況——こうしたものが、バロン史学を形成するのに何らかの形で作用した文化的、政治的背景として考えられるのではなからうか。バロン史学も、そろそろその成立を、現代史と史学史の背景の中で眺めて捉えてみることでできるだけの時代的な距離ができてきたような気がするが、どうであらうか。

the Sengoku 戦国 period has never been studied hitherto, for, it has been regarded, in this period the Bakufu-Shugo regime had collapsed completely.

The author newly has sampled the impositions, taking into consideration the lost part of the documents owned by the Shugo families. As the result, the following points are confirmed: the Ikkokuheikinyaku in the first half of the sixteenth-century, as in the second half of the fifteenth-century, took the form of "Kuniyaku", which meant a fixed amount imposition on the Shugos, and the former Jitogokeninyaku 地頭御家人役 was also imposed as "Kuniyaku". Moreover, generally speaking, the geographical extent of this imposition-system did not change between the second half of the fifteenth and the first half of the sixteenth century. These Kuniyaku impositions were closely bound up with the development of the territorial rules by the Shugos, and conditioned their ruling principles. From this point of view, this period was the last stage of the changing process of the Bakufu-Shugo regime. And since the mid-sixteenth century, this regime finally collapsed as the Shugos lost their powers one after another.

Humanism of Salutati and *De Tyranno*

by

Naotake Ishizaka

Hans Baron, an American scholar of Renaissance history, took a general view of the history of Renaissance thought from a new viewpoint based upon his synthesis of the politics and humanistic literature of the period when Florence passed from medieval ideas to the civic thought of Renaissance society. Coluccio Salutati is, in Baron's theory, interpreted as a transition from medieval humanists, such as Petrarch, to Renaissance humanists, such as L. Bruni, one of the most outstanding theorists of "Civic Humanism." Baron's images of Salutati are derived mainly from Salutati's *De Tyranno*, a work written in 1400 against the background of the rise of tyranny in Italy. However, Baron's interpretation, it seems, is questionable in some points: is it right to look at Salutati's work

solely as a reaction to the critical situation of Florence? Does not the work, a letter written by a humanistic teacher, reflect the humanistic rhetoric of the period? we should re-examine this problematic work from a broadened cultural perspective, in light of the background of Renaissance thought, and above all the rhetorical tradition of Renaissance Humanism.